

4 避難所(場所)を知っておきましょう。「あなたの避難所はどこ」?

市ではあらかじめ、災害時の指定避難所(場所)を定めています。
避難情報を発令した場合には、避難所を開設しますので、速やかに移動できるように事前に確認しておきましょう。

■避難所・避難場所

No.	名称	土砂災害	地震などの(土砂災害をのぞく)災害	所在地
1	都留市民総合体育館 都留文科大学グラウンド	開設しません	楽山	田原三丁目8-36 田原三丁目8-1
2	都留興譲館高等学校 (谷村工業高等学校)※	楽山・田原・田原団地・上町・ 上天神町	田原・田原団地・上町・上天神町	上谷五丁目7-1
3	谷村第一小学校	仲町・下町・高尾町・横町・栄町・ 城北町・田町・幸町・新町・下天 神町・早馬町・川棚・旭ヶ丘	仲町・下町・高尾町・横町・栄町・城北町・ 田町・幸町・新町・下天神町・早馬町	上谷一丁目1-2
4	川棚営農指導センター	開設しません	川棚・旭ヶ丘	川棚809
5	下谷体育館	寿町・弁天町・長者町・深田・新明町・新井・姥沢・鷹ノ巣・羽根子		下谷四丁目2-19
6	都留第二中学校	月見ヶ丘・四日市場・富士見台		四日市場750
7	都留第一中学校 住吉球場	法能・住吉町・日の出町・熊井戸・ 緑町・下小野・中小野・権現原・ 西海戸・熊井戸団地・上小野・大津・ 下細野・上細野・菅野	法能・住吉町・日の出町・熊井戸・緑町・ 下小野・中小野・権現原・西海戸・ 熊井戸団地	大野52-5 法能333
8	谷村第二小学校	玉川・宮原・引の田・上戸沢・下戸沢・ サンタウン玉川・中野団地		法能923
9	都留文科大学附属小学校	開設しません	上小野・大津・下細野・上細野・菅野	大野396
10	東桂小学校	十日市場・蒼竜峡団地・桂町・下夏狩・上夏狩		桂町796-1
11	東桂中学校	鹿留古渡・鹿留宮下・鹿留沖・境		桂町840
12	禾生第一小学校	古川渡・川茂・井倉・九鬼・九 鬼団地・井倉団地・サンタウン 井倉・与縄日影・与縄日向・与 縄上手	古川渡・川茂・井倉・九鬼・九鬼団地・ 井倉団地・サンタウン井倉	古川渡553
13	禾生第二小学校	田野倉・田野倉団地・小形山		小形山753
14	宝小学校	金井・中津森・上大幡・下大幡・高畑・ サンタウン宝・サンタウン平栗・厚原・ 平栗・加畑		大幡1143
15	与縄営農指導センター	開設しません	与縄日影・与縄日向・与縄上手	盛里134-1
16	旭小学校	馬場第一・馬場第二・神門・久保・ 首雌・大平・朝日団地		朝日馬場544
17	まちづくり交流センター	開設しません	市内全域および「福祉避難所」として のバックアップ	中央三丁目8-1

■福祉避難所

No.	名称	所在地
18	いきいきプラザ都留	下谷2516-1

※ No.2 都留興譲館高等学校(谷村工業高等学校)は、校舎等工事のため、工事終了まで谷村第一小学校を使用。

! 「土砂災害」が想定される災害の場合、下記の避難所(場所)は開設しません!

【※ ご注意ください】

土砂災害警戒区域内に位置する下記施設は、「土砂災害」が想定される災害の場合には避難所(場所)としての開設はいたしません。

その場合は、最寄りの避難所(場所)の指定をしています。下記施設の周辺住民の皆さんは、ご確認をお願いします。

No.1 都留市民総合体育館・都留文科大学グラウンド

No.4 川棚営農指導センター

No.9 都留文科大学附属小学校

No.15 与縄営農指導センター

※土砂災害では、上の表を参考に別の避難所に避難をお願いします。

☎ 防災に関する問合せ先 行政管理課 法制・安全室

防災特集

—避難について—

1 避難情報(3つの情報)の違いを知っておきましょう!

災害の危険が迫って居住者の避難が必要になった場合には、避難に関する情報が発令されます。避難情報(3つの情報)は状況の深刻度に応じて出され、住民の皆さんは各情報に応じた避難行動が求められます。

拘束力は、

避難準備情報 < 避難勧告 < 避難指示 の順に強くなります。

① 避難準備情報

【避難準備の呼びかけ、要援護者に対し早めに避難行動を開始することを求めるものです】

- ・通常の避難行動ができる人は、非常時持出品を用意するなどいつでも避難ができるように準備してください。
- ・避難するのに時間のかかる高齢者などの要援護者は避難を始めてください。

② 避難勧告

【避難を勧めるものです】

- ・危険が予想される地域の住民は指定された避難所(場所)に速やかに避難を始めてください。

③ 避難指示

【強く避難を求めるものです】

- ・避難中の住民は直ちに避難を完了してください。
- ・まだ、避難していない住民は直ちに避難を始めてください。
- ・万一避難する余裕がない場合は、命を守る最低限の行動を取ってください。



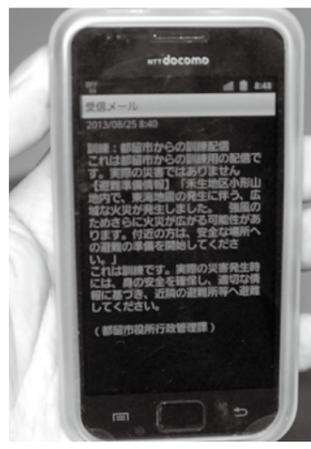
いつでも避難できるよう、次のことを心がけましょう。
■避難経路や危険個所の事前の確認
市で作成したハザードマップなどで、災害時の危険個所や避難所場所、避難ルートを確認しましょう。

3 ふだんから避難準備をしておきましょう!

災害から命を守るのに最も有効な方法は、**早めの避難**です。想定外の事象の発生も考えれば、避難するのに早すぎることはありません。避難勧告などの発令前であっても、あるいは発令されなくても、身の危険を感じたら早めに避難行動をとることが重要です。
避難勧告などは「発令されない=安全」ではありません。危険を感じたら自主的に避難する姿勢を忘れないでください。

2 避難勧告などが出てから逃げれば大丈夫?

■非常用品の用意
食料や飲料水、懐中電灯や携帯ラジオなどの非常用品や非常時に持ち出す貴重品はまとめておきましょう。



■災害防災メールを利用しよう
気象庁や県の防災対策に役立つ防災情報などを日頃からアクセスできるようにしておきましょう。
※防災メール、山梨県災害情報メール、緊急速報メール(エリアメール)など(登録が必要です)。

10月6日と13日に大型の台風が山梨県にも接近しましたが、防災無線やニュースなどで「避難準備情報」や「避難勧告」といった言葉を耳にしたりご覧になった方も多いかと思いますが、今回はこの「避難」について再度確認し、ご家庭や地域、職場などで避難場所や連絡方法などの確認をお願いします。

災害から身を守るために、普段から「避難」について考え、備えましょう!